



2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 オリコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 直也
(コード番号: 4800 東証スタンダード市場)
問合せ先 企業広報部長 山口 幸作
T E L 03-3405-5252 (代表)

メディア株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに
主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

メディア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年5月29日より実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2026年7月14日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年7月22日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が発生する見込みとなりましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「オリコン株式会社（証券コード：4800）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,074,300株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 主要株主及びその他の関係会社の異動について

（1）異動予定年月日

2026 年 7 月 22 日（本公開買付けの決済の開始日）

（2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 4,103,380

株の応募があり、応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,074,300株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2026年7月22日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合（注）が20%以上となるため、公開買付者は、新たに当社の主要株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

（注）総株主の議決権の数に対する割合は、当社が2026年6月25日に公表した「第27期有価証券報告書」（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（15,123,200株）から、当社が同日現在所有する自己株式数（2,109,125株）（但し、当社の役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式（176,400株）は、法令上、議決権が存在することから自己株式数から除きます。以下、当社が所有する自己株式数において同じです。）を控除した株式数（13,014,075株）に係る議決権の数（130,140個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

3. 異動する株主の概要

（1）新たに主要株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

（1）	名 称	メディア株式会社
（2）	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役 富井 正浩
（4）	事 業 内 容	（1）有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買 （2）経営コンサルティング業 （3）前各号に付帯関連する一切の事業
（5）	資 本 金	500 円
（6）	設 立 年 月 日	2026 年 3 月 17 日
（7）	大株主及び持株比率	テクノロジー株式会社 100.00%
（8）	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	公開買付者と当社の間には記載すべき資本関係はありません。 なお、当社の代表取締役会長であり、当社を非公開化し、公開買付者が当社を完全子会社化した後に公開買付者親会社であるテクノロジー株式会社の株式をその資産管理会社が引き受けることにより間接的に再出資することを予定している小池恒氏は、当社株式 71,700 株（所

	有割合（注）：0.55％）を、小池氏が代表取締役を務め、その発行済株式の95％を小池氏が所有し、残りの5％を小池氏の親族である小池秀効氏（所有株式数：299,000株、所有割合：2.30％）及び小池結実氏（所有株式数：149,400株、所有割合：1.15％）が所有する小池氏及びその親族の資産管理会社である有限会社リトルポンド（以下「リトルポンド」といいます。）は、当社株式4,712,700株（所有割合：36.21％）を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

（注）「所有割合」とは、当社有価証券報告書に記載された2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（15,123,200株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（2,109,125株）を控除した株式数（13,014,075株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合及び所有株式数

（1）公開買付者

	属性	議決権の数 (総株主の議決権の数に対する割合、所有株式数)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	主要株主及びその 他の関係会社	41,033 個 (31.53%) (4,103,380 株)	-	41,033 個 (31.53%) (4,103,380 株)	第2位

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、リトルポンドに加え、公開買付者も当社の非上場の親会社等となりますが、このうち公開買付者のみが当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

6. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、リトルポンド、光通信株式会社、UH Partners 2投資事業有限責任組合、UH Partners 3投資事業有限責任組合、光通信KK投資事業有限責任組合、エスアイエル投資事業有限責任組合が所有する当社株式、当社の役員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が2026年5月28日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（その後の変更を含みます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、当社を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施する予定とのことです。

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続を実施した場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

以上に関する具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

以上

（添付資料）

2026年7月15日付「オリコン株式会社（証券コード：4800）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 メディア株式会社
代表者名 代表取締役 富井 正浩

オリコン株式会社（証券コード：4800）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

メディア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 5 月 28 日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場しているオリコン株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026 年 5 月 29 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2026 年 7 月 14 日をもって終了いたしましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 メディア株式会社
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

（2）対象者の名称

オリコン株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,678,975 株	1,074,300 株	—
合計	5,678,975 株	1,074,300 株	—

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,074,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,074,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（5,678,975株）を記載しております。当該最大数は、対象者が2026年 6 月25日に提出した第27期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年 3 月31日現在の発行済株式総数（15,123,200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,109,125株）、対象者の役員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する対象者株式（90,000

株) (以下「BBT所有株式(役員向け)」といいます。)及び本不応募株式(注3) (7,245,100株)を控除した株式数です。

(注3) 「本不応募株式」とは、対象者のその他の関係会社であり筆頭株主である有限会社リトルポンド(以下「リトルポンド」といいます。)が所有する対象者株式(4,712,700株)、光通信株式会社が所有する対象者株式(151,200株)、UH Partners 2投資事業有限責任組合が所有する対象者株式(1,018,100株)、UH Partners 3投資事業有限責任組合が所有する対象者株式(148,200株)、光通信KK投資事業有限責任組合が所有する対象者株式(884,000株)及びエスアイエル投資事業有限責任組合が所有する対象者株式(330,900株)の全て(合計:7,245,100株)をいいます。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式、BBT所有株式(役員向け)及び本不応募株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026年5月29日(金曜日)から2026年7月14日(火曜日)まで(33営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,370円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,074,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(4,103,380株)が買付予定数の下限(1,074,300株)以上となりましたので、公開買付け開始公告(その後公開買付け条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)及び公開買付け届出書(その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2026年7月15日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	4, 103, 380 株	4, 103, 380 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株 券 等 預 託 証 券 （ ）	—	—
合 計	4, 103, 380 株	4, 103, 380 株
（ 潜 在 株 券 等 の 合 計 ）	（－）	（－）

（４）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー％）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	72, 451 個	（買付け等前における株券等所有割合 56.06％）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	41, 033 個	（買付け等後における株券等所有割合 31.75％）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	72, 451 個	（買付け等後における株券等所有割合 56.06％）
対象者の総株主の議決権の数	129, 806 個	

（注１）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注２）「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2026年３月31日現在の対象者の発行済株式総数（15, 123, 200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2, 109, 125株）及びBBT所有株式（役員向け）（90, 000株）を控除した株式数（12, 924, 075株）に係る議決権の数（129, 240個）を分母として計算しております。

（注３）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（５）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

2026 年 7 月 22 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、公開買付者が 2026 年 5 月 28 日付で公表した「オリコン株式会社（証券コード：4800）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2026 年 6 月 30 日付で公表した「オリコン株式会社（証券コード：4800）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者、リトルポンド及びHIKARI TSUSHI N INVESTMENTS OKINAWA株式会社のみとし、対象者株式を非公開化するための手続の実施を企図しているため、本公開買付けに係る決済の完了後速やかに、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本株式併合を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

なお、今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

メディア株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。